

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 庁内および市議会における推進体制

<庁内>

1) 八戸市中心市街地活性化対策本部

中心市街地活性化にかかる本市の方向性を確認しつつ、全庁的に活性化に取り組むため、市長を本部長、副市長を副本部長に、各関係部長等から構成する「中心市街地活性化対策本部」を設置した。

■八戸市中心市街地活性化対策本部構成員

市長	本部長
副市長	副本部長
副市長	副本部長
教育長	
南郷区役所長	
総合政策部長	
防災安全推進室長	
総務部長	
財政部長	
産業振興部長	
健康福祉部長	
市民生活部長	
環境部長	
建設部長	
都市整備部長	
交通部長	
教育部長	
市民病院事務局長	
消防長	

2) 八戸市中心市街地活性化基本計画策定庁内連絡会議

基本計画の策定にかかる庁内調整を図るとともに、八戸市中心市街地活性化基本計画策定委員会や八戸市中心市街地活性化協議会に報告・諮問するための計画素案を作成する組織として「八戸市中心市街地活性化基本計画策定庁内連絡会議」を設置した。

総合政策部中心市街地活性化推進室を事務局に、庁内の関係課で構成する。

■八戸市中心市街地活性化基本計画策定府内連絡会議構成課

部	課	備考
総合政策部	政策推進課	
	中心市街地活性化推進室	事務局
財政部	財政課	
産業振興部	商工労政課	
	産業政策課	
	観光課	
健康福祉部	健康福祉政策課	
	健康増進課	
	子ども家庭課	
	高齢福祉課	
	介護保険課	
環境部	環境政策課	
建設部	港湾河川課	
	道路建設課	
	道路維持課	
	建築住宅課	
都市整備部	都市政策課	
	公園緑地課	
	建築指導課	
交通部	運輸管理課	
教育委員会	教育総務課	
	社会教育課	

3) 中心市街地活性化推進室

本市では、中心市街地活性化基本計画に基づく施策を強力に推進するため、平成20年4月に機構改革を行い、総合政策部に中心市街地活性化推進室を設置した。

当室が事務局となって、府内、市議会、策定委員会、中心市街地活性化協議会、商工会議所等と基本計画策定へ向けた協議・調整を行っている。

また、基本計画認定後は、掲載事業についての進捗管理を担うとともに、必要に応じて目標達成に向けた適切な措置を講ずる予定である。

<市議会>

4) 中心市街地活性化推進特別委員会

本市市議会において、「中心市街地活性化推進特別委員会」を設置し、活性化の方向性や取り組みについて審議を行った。

○第1回 平成19年6月14日

- ・八戸市中心市街地活性化基本計画について
- ・(仮称) 八戸市中心市街地地域観光交流施設について

○第2回 平成19年8月10日

- ・八戸市中心市街地活性化基本計画（素案）について
- ・(仮称) 八戸市中心市街地地域観光交流施設基本計画について

○第3回 平成19年9月19日

- ・(仮称) 八戸市中心市街地地域観光交流施設の基本設計素案について
- ・八戸市中心市街地活性化基本計画の作業状況について

○第4回 平成19年10月19日

- ・株式会社まちづくり八戸について
- ・(仮称) 八戸市中心市街地地域観光交流施設について

○第5回 平成19年11月16日

- ・(仮称) 八戸市中心市街地地域観光交流施設について
- ・八戸市中心市街地活性化基本計画について

○第6回 平成19年12月14日

- ・八戸市中心市街地活性化協議会について
- ・(仮称) 八戸市中心市街地地域観光交流施設について

○第7回 平成20年3月18日

- ・八戸市中心市街地活性化基本計画について

(2) 八戸市中心市街地活性化基本計画策定委員会

基本計画策定にかかる諮問機関として、多様な主体による議論を行うとともに、基本計画案の承認を行う組織として設置した。

○第1回 平成19年5月22日

- ・中心市街地活性化基本計画の概要について
- ・基本計画策定のスケジュールについて
- ・旧中心市街地活性化基本計画の評価について
- ・中心市街地活性化検討のポイントについて

○第2回 平成19年7月17日

- ・中心市街地の活性化に関する基本的な方針について
- ・中心市街地の位置及び区域について
- ・中心市街地の活性化の目標及び施策の概要について

○第3回 平成19年8月28日

- ・内閣府との事前協議結果報告と対応
- ・中心市街地の活性化施策

○第4回 平成19年9月28日

- ・中心市街地活性化の目標
- ・今後のスケジュールの確認

○第5回 平成20年2月25日

- ・基本計画の策定状況について
- ・パブリックコメントの実施について

■八戸市中心市街地活性化基本計画策定委員会構成員

	所属団体	役職等	名前
委員長	八戸大学	教 授	丹羽 浩正
副委員長	八戸中心商業街区活性化協議会	会 長	岩岡 徳衛
委員 (50音順)	八戸工業大学	講 師	石川 宏之
	社会福祉法人 八戸市社会福祉協議会	事務局次長	浮木 隆
	八戸市連合婦人会	会 長	大橋 時子
	八戸工業高等専門学校	准教授	河村 信治
	社団法人 青森県宅地建物取引業協会 八戸支部	街づくり特別委員会 委員長	北山 光廣
	八戸商工会議所	業務部長	佐々木 広幸
	八戸地域社会研究会	副会長	高橋 俊行
	八戸ホテル協議会	会 長	高橋 將
	社団法人 青森県バス協会	南部バス株式会社 営業部長	高橋 学
	八戸金融団	会長	高屋敷 正
	公募	-	寺尾 俊光
	公募	-	橋本 由貴子
	はちのへ女性まちづくり塾生の会	代 表	藤村 幸子
	八戸市タクシー協会	-	三浦 浩
	八戸市総合政策部	部 長	高島 司
	八戸市産業振興部	部 長	馬場 良夫
	八戸市都市開発部	部 長	妻神 敬悦
オブザーバー	八戸警察署	署 長	小山 勝彦
	青森県商工労働部経営支援課	課 長	田中 謙一
	青森県県土整備部都市計画課	課 長	成田 努
	青森県三八地域県民局地域連携部	部 長	西堀 清和
	青森県三八地域県民局地域整備部	部 長	竹内 春繁
	株式会社アーバンソフト	代表取締役	小宮 和一

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 八戸市中心市街地活性化協議会の設立

八戸商工会議所が中心となり、平成19年5月15日に「八戸市中心市街地活性化協議会設立準備会」を立ち上げ、先行的に市等と基本計画について協議できる体制を整えた。

八戸市中心市街地活性化協議会は、設立準備会を移行させるかたちで平成19年11月7日に発足した。

①協議会の主旨

○八戸市が作成する中心市街地活性化基本計画及びその実施に関し必要な事項と、その他中心市街地の活性化の総合的かつ一体的な推進に必要な事項について協議する。

②協議会の役割

○中心市街地活性化のために様々な議論を行い、まちづくりの中心的調整役として機能する。

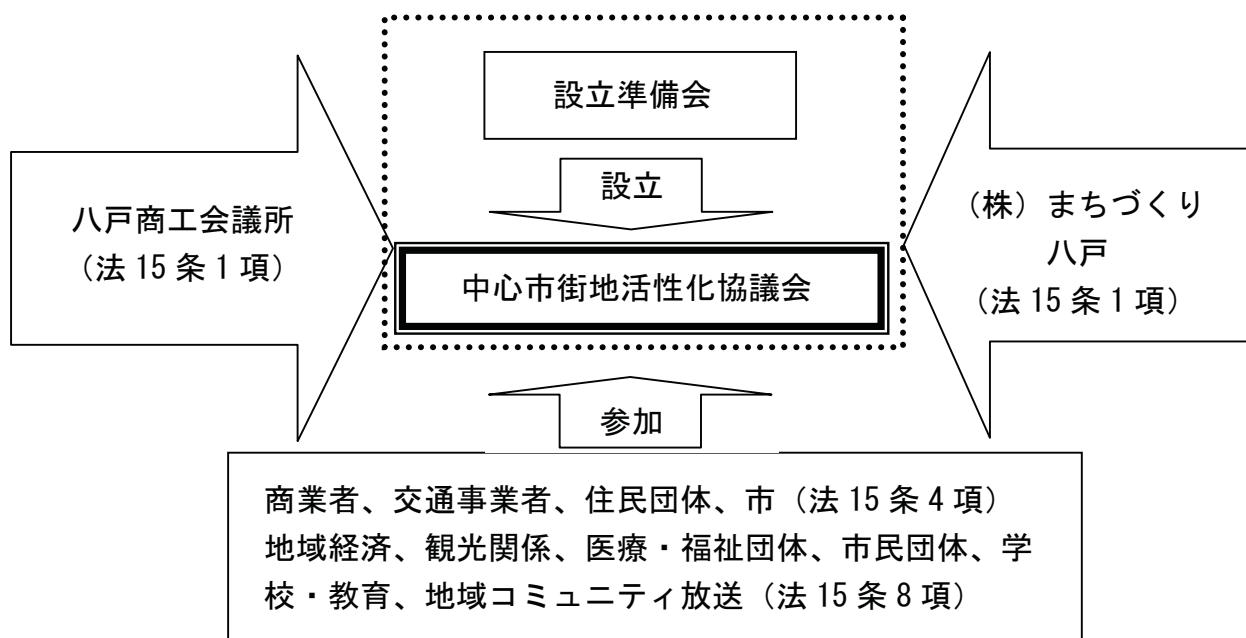
○八戸市による基本計画の作成・変更・実施について、協議会として意見を提出する。

○国の認定・支援を受けようとする民間ベースの事業計画について議論する。

③組織

○八戸市中心市街地活性化協議会は、八戸商工会議所、および株式会社まちづくり八戸（平成19年10月18日設立）を中心に、次の図および表の構成員からなる。

■八戸市中心市街地活性化協議会 組織図



■八戸市中心市街地活性化協議会 構成員

根拠条文	区分	構成員	委員	
			役職名	氏名
法第15条 第1項関係	経済活力の向上	八戸商工会議所	会頭	橋本昭一
			専務理事	小嶋誠一
	都市機能の増進	(株)まちづくり八戸	取締役	河村忠夫
法第15条 第4項関係	市	八戸市	総合政策部長	高島司
			産業振興部長	高谷勝義
			交通部長	白川文男
	商業者	商店街振興組合三日町三栄会	代表理事	類家徳昌
		八戸市十三日町商店街振興組合	代表理事	橋本精二
		廿三日町商店街振興組合	専務理事	石橋司
		八戸市六日町商店街振興組合	理事長	森貝尚道
		八日町商店街事業協同組合	代表理事	橋本八右衛門
		十八日町商店会	会長	石橋弘造
		番町協和会	相談役	金入忠清
		長横町商店会	会長	月館裕二
		本八戸駅通り振興会	会長	稻田稔
		鷹匠小路商業振興会	会長	佐々木康之
	交通事業者	八戸中心商業街区活性化協議会	会長	岩岡徳衛
		八戸市タクシー協会	副会長	三浦浩
		南部バス(株)	代表取締役	川村廣美
		東日本旅客鉄道(株)本八戸駅	駅長	田中明雄
	住民団体	本八戸駅通りまちづくり促進協議会	会長	稻田充広

(八戸市中心市街地活性化協議会 構成員 つづき)

根拠条文	区分	構成員	委 員	
			役職名	氏名
法第15条 第8項関係	地域経済	八戸信用金庫	理事長	小野 薩
		株青森銀行八戸支店	取締役支店長	高屋敷 正
		株みちのく銀行八戸支店	執行役員 八戸支店長	加藤政弘
		青森県中小企業団体中央会八戸支所	所長	小野英一
		社団法人八戸青年会議所	理事長	大館一法
		八戸商工会議所青年部	会長	松尾明
		八戸商工会議所女性会	会長	佐々木聖子
法第15条 第8項関係	観光関係	社団法人八戸観光コンベンション協会	会長	天摩正行
	医療・福祉団体	社会福祉法人八戸市社会福祉協議会	常務理事	川井一輝
	市民活動団体	はちのへ女性まちづくり塾生の会	代表	藤村幸子
		NPO法人はちのへ地域再生シニア協議会	理事長	古玉晨二
	教育・学校	八戸大学	総合研究所長	蛇口浩敬
		八戸工業大学	大学院教授	橋本典久
		八戸工業高等専門学校	准教授	河村信治
法第15条 第7項 関係	地域コミュニティ放送	株ビーエフエム	代表取締役専務 放送局長	塚原隆市
		株八戸テレビ放送	代表取締役社長	島守正典

オブザーバー	団体名	役職名	氏名
法第15条 第7項 関係	青森県三八地域県民局	局長	堀内芳男
	青森県商工労働部経営支援課	課長	田中謙一
	八戸警察署	署長	成田義敬

④開催状況

○第1回（平成19年11月7日）

- ・八戸市中心市街地活性化協議会規約案について・八戸市中心市街地活性化協議会幹事会規定案について
- ・協議会組織について
- ・平成19年度事業計画案と収支予算案について
- ・「八戸市中心市街地活性化基本計画」について

○第2回（平成20年3月4日）

- ・八戸市中心市街地活性化基本計画(案)について

○第3回（平成20年3月17日）

- ・八戸市中心市街地活性化基本計画(案)に対する意見について

○臨時会（平成20年5月21日）

- ・八戸市中心市街地活性化基本計画(案)について

○第4回（平成20年5月29日）

- ・平成19年度事業報告及び収支決算について
- ・平成20年度事業計画(案)及び収支予算(案)について
- ・八戸市中心市街地活性化基本計画(案)について

⑤八戸市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見

平成20年3月24日に協議会が市長に提出した意見は下記のとおりである。

1. はじめに

八戸市の中心市街地は、藩政下の城下町として商業・行政・金融・公共公益・娯楽などの都市機能が集積し、また、八戸三社大祭やえんぶりなどの歴史と伝統に育まれた年中行事の舞台になるなど、長年にわたり人々が住み・集い・交流する、市民生活にかけがえのない地域の「顔」ともいえる場所であります。

これまで中心市街地活性化のために様々な取り組みが進められてきましたが、その衰退傾向に歯止めがかかっておらず、より真剣に官民が連携・協力してこの問題に取り組まなければならないとの共通認識のもと、多様な団体の参画を得て本協議会を設置したところです。

本協議会では、八戸市中心市街地活性化基本計画(案)について、「中心市街地の活性化は当市全体のまちづくりの重要課題である」ことを基本的な認識とし、幅広い意見を汲み取りながら本協議会及びその下部組織である幹事会にて集中的かつ慎重に議論を重ね、次のとおり意見を取りまとめました。

2. 協議会の意見

基本計画(案)は、「はちのへの文化交流のメッカをつくる」「まちなかの見どころ・もてなしを充実する」「魅力ある店々が連なる回遊空間を創出する」「暮らしやすい住まい環境を整える」「まちなかに来やすくする」という5つの基本方針のもと、5年間という計画期間における数値目標を設定し、その実現に向けた具体的な取り組みが官民一体となって講じられることから、その効果は十分に期待できるものであります。

のことから、本協議会では基本計画(案)が円滑かつ着実に実施されることにより中心市街地の活性化に大きく寄与するものであると考えますので、国からの認定を受け、基本計画(案)に掲載された事業が早急に着手されるよ

う望みます。

なお、長期的な方向性を鑑みた場合に今後とも議論を深めていくべき事項や、民間で事業計画が検討されていながらその熟度の関係から基本計画（案）に提示できなかった事業、基本計画（案）に盛り込まれた事業の展開により新たに喚起された事業などの具体化が想定されることから、今後、事業化に向けて調整がなされた事業については、基本計画の変更をして盛り込むなど柔軟な対応をお願いし、より確実に中心市街地活性化の効果を上げるべく十分配慮すべき事項を次のとおり申し添えます。

(1) 中心市街地活性化の意義について

基本計画（案）は、八戸市が目指すまちづくりの実現において極めて重要な計画です。したがって、市民に対しては、人口減少や少子高齢化等の社会変化に対応し、行政費用の抑制など効率的かつ持続可能な行財政運営のために都市機能を集約するコンパクトなまちづくりの考え方をより明確に示し、特に中心市街地の活性化についてはその意義や理由を十分かつ明快に市民に説明することにより、一層の理解を得ることが必要あります。

協議会では多様な主体を巻き込んだ協議会運営に取り組んでいく方針ですので、八戸市におかれましても、本基本計画の周知徹底と理解を深めるための説明責任を十分に果たしていただきたいと思います。

(2) 中心市街地の区域について

長根運動公園は、第1回の国体スケート競技が開催された歴史あるスケートリンクを有する当市のスポーツレクリエーション機能の中核的施設として市内外の競技関係者が多数訪れております。また、憩いの場として市民に親しまれるなど、中心市街地の賑わいに大きく寄与する貴重な資源であることを踏まえ、今後、同公園内における事業が具体的になった場合には、同公園を中心市街地の区域に含めることを検討していただきたいと思います。

(3) 中心市街地活性化の目標について

歩行者通行量、空き店舗及び空き地数、小売業年間販売額については5年後ののみならず、10年後を視野に入れた目標値となっていますが、これらは、「来街者を増やす」「商店街の活力を回復する」という中心市街地活性化において重要な項目の数値目標であることから、可能な限り10年後の目標を前倒しで達成することが望まれます。

そのために、協議会では民間事業の掘り起こしや誘導を推進する体制整備をするなど、活発な取り組みを展開する方針ですので、八戸市においても、公的事業の着実な実施や民間投資の誘導等を積極的に展開していただきたいと思います。

(4) 公共交通の利便性の向上について

公共交通網の充実は、環境問題、超高齢社会の到来など社会環境の変化を見据えたまちづくりにおける重要な課題であり、また、中心市街地の来街者を増加させる効果的な施策であります。

のことから、基本計画(案)に掲載されている公共交通の利便性の増進を図る事業の推進はもとより、更に中心市街地及びその周辺の総合的交通体系の見直しを含め、中心市街地のターミナル機能を一層向上させる事業の早期実現が必要であると考えます。

したがいまして、行政、交通事業者、市民、本協議会などが一体となって集中的な協議・検討を行い、市民や訪れた人、だれもが利用しやすい公共交通ネットワークを形成するよう、積極的な取り組みをお願いします。

(5) (仮称)八戸市中心市街地地域観光交流施設整備事業について

(仮称)八戸市中心市街地地域観光交流施設整備事業は、基本計画(案)の掲げる目標を達成する核となる事業であり、中心市街地に与える影響は極めて大きいことから、施設整備にあたっては周辺環境に十分配慮するようお願いします。

さらに、文化・観光・芸術活動はもとより多種多様な市民層・市民活動団体が幅広く活用することによって、より大きな賑わいを創出できると考えますので、継続的かつ効果的に中心市街地の活性化に貢献できるようなソフト計画・資金計画・人的推進体制を構築することを強く望みます。

(6) 「八戸らしさ」の創出について

八戸市の中心市街地は昼と夜の魅力を兼ね備え、特に飲食においては海と山の豊富な資源を保有しています。これらは現在、観光面等においての活用が行われつつありますが、「市(いち)」や横丁・こみちづくり事業等との更なる展開により「八戸らしさ」を創出していくことが可能となると考えます。このことから、今後、これらを踏まえた文化・観光事業等が具体化した際には基本計画に盛り込むようお願いします。

3. おわりに

基本計画の認定後、その推進にあたって、本協議会が中核的な役割を担いつつ、八戸商工会議所及び株式会社まちづくり八戸をはじめ、市民、商業者、地権者及び関係団体等と一体となって取り組む所存であります。

八戸市においては、本協議会の運営に対して積極的な支援をお願いしますとともに、基本計画の実施について市民の理解を十分に得ながら、北東北の中核都市としての機能・役割と「八戸らしさ」を十分に発揮させるものとなるよう最大限の努力を引き続きお願い申し上げます。

[3] 基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1) 様々な主体の参加

1) 都心地区再生市民ワークショップ

都心地区（中心市街地とほぼ同義）のまちづくりについて、中心市街地活性化にかかるいくつかのテーマに基づくワークショップを、一般公募のもと実施している。

平成 16 年度から行われており、平成 16 年度は 4 回、平成 17 年度は 8 回、平成 18 年度は 6 回、平成 19 年度は 6 回開催し、平成 20 年度以降も実施する予定である。

ワークショップでは、いくつかのテーマを継続的に検討してきており、例えば、旧市民病院跡地は「長者まつりんぐ広場」として整備を実施し、本八戸駅周辺地区は地権者を中心とした事業計画策定と新たな段階に入るなど、検討内容が具体的なアクションにつながってきている。

基本計画策定に際しても、検討成果は計画策定への反映・参考としており、今後、活性化施策を具体的に推進する場面においても有効に活用を図る。

■都心地区再生市民ワークショップの検討テーマ

平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
○まちなか巡りと会所 場づくりによる活性 化	○まちなか巡りと会所 場づくりによる活性 化	○まちなか巡りと会所 場づくりによる活性 化	○まちなか目的別マッ プの作成
○インナーリング道路 のあり方とモール化 の可能性	○インナーリング道路 のあり方とモール化 の可能性	○都心居住の推進につ いて	○まちなかにおける市 民活動団体を支援す る環境整備
○まちづくり条例制定 に向けて	○まちづくり条例制定 に向けて	○まちなか再生におけ る市民活動団体につ いて	○インターネットによ る市民参加の推進
○本八戸駅通り地区の まちづくり	○本八戸駅通り地区の まちづくり	○都心地区周辺のまち づくり（本八戸駅通 り地区をモデルケー スとして）	○既存街路の魅力づ くりに取り組む
○旧市民病院跡地の活 用と周辺のまちづく り	○旧市民病院跡地の活 用と周辺のまちづく り ○廿三日町地区のまち づくり		

2) 活性化にかかわる民間事業の募集

商業活性化やまちなか居住施策などは、民間投資との連携が不可欠であることから、中心市街地において計画・構想段階にある民間事業や、民間事業による活性化施策のアイディア等の提案を、平成 19 年 4 月 27 日～6 月 29 日の約 2 ヶ月間募集し、36 名 94 件の提案があった。

提案内容を計画に反映するとともに、その熟度からみて、基本計画の事業として位置づけるまでには至らなかったものについても、今後、具体的な事業化については連携・調整を図るものとする。

3) 基本計画にかかるパブリックコメントの実施

中心市街地の活性化の方向性や取り組みについて、広く市民の意見を把握するため、平成20年2月8日～2月21日、平成20年5月21日～5月31日の2度パブリックコメントを募集した。2月に募集した際には10件、5月に募集した際には4件のご意見をいただいた。これらを市民ニーズの一つと捉え、基本計画へ反映し、また参考とした。

なお、計画素案を平成19年7月31日に公表し、随時意見を頂戴し、参考とした。

(2) 各種施策の連携・調整の考え方

活性化の推進については、1章において、現状分析を踏まえつつ、本市中心市街地が取るべき活性化の戦略および取り組み方針という形で示した通りであり、ここでは各活性化施策を一体的に推進する上での留意事項について整理する。

○ 中心市街地活性化協議会による協議・調整の重視

これまで、商業者、八戸中心商業街区活性化協議会、八戸商工会議所、八戸TMO推進会議、市等が適宜協議・調整して活性化に取り組んできた。

しかしながら、その協議・調整はプロジェクトの単位ごとに実施主体が任意に行う場合が多く、旧基本計画に位置づけられた施策をはじめ様々な取り組みが行われてきたが、これらを総合的、かつ、一体的な取り組みとして展開・評価してこなかった面は否めない。

そのため、中心市街地活性化協議会において、中心市街地を総体的に捉えながら実質的な協議・調整を行い、活性化を推進するものとする。

○（仮称）八戸市中心市街地地域観光交流施設整備等の交流人口拡大策を軸とした施策連携を重視

中心市街地の商業は、ここ10年ほどで小売業年間販売額は約半減（H6～16年・商業統計）したものの、店舗数や売場面積は7割～8割の減少に留まっており、各店舗が何とか持ちこたえているという状況にある。このまま販売額の減少が続けば、閉店に追い込まれる店舗が増え、今後大量に空き店舗・空き床が発生するなど、中心市街地の衰退がさらに深刻化する懸念がある。

歩行者通行量と小売業年間販売額の関係から推し量るに、現状の中心市街地の衰退は、「まちに人が来なくなった」ことに多くの事柄が代表されているものと考えられる。

郊外商業の台頭に続いて、今後、インターネットを活用した消費活動が普及する中で、中心市街地の商業の優位性はさらに低くなる。商業だけでの集客、すなわち「人にまちに来てもらう」ことには限界があり、商業以外の取り組みで来街を促進させが必要である。

主要な活性化施策である（仮称）八戸市中心市街地地域観光交流施設は、まちなか観光の拠点施設であるとともに、中心市街地が都市として本来的に持ち得る歴史

や文化を創出・発信、蓄積するため、様々な市民交流の場づくりを進めるものであり、他にもスケートボード広場整備や、間接的ではあるがほっとサロン事業やまちなかヘルスアップ事業は高齢者や子育て世代が中心市街地で交流する機会となり得る取り組みである。

このような市民の来街を促進する交流施策を軸に、商業活性化ならびに公共交通再生等の施策を連携し、かつ、タイミング良く集中的に実施できるよう、中心市街地活性化協議会を中心に各実施主体・関係機関・組織との協議・調整を図るものとする。

○様々な主体の参画の場・機会の創出を重視

都心地区再生市民ワークショップでは、商業者のほか、学識経験者、また主な来街者である主婦や市内大学・高専の学生など、様々な市民の参画を得ている。そこでは「まち使い」というキーワードがあげられるなど、市民がより良くまちを楽しむための取り組みについて活発な議論が交わされている。

空き店舗を活用した「エスタシオン」では、若手芸術家の作品やパフォーマンスなど、まちを楽しむ「仕掛け」に取り組む市民がみられた。

このように、市民は単なる「お客様」ではなく、まちの使い手としても作り手としても活躍する活性化の主要メンバーであることから、各活性化施策の具体的な展開にあたっては、市民の参画の場・機会を積極的に組み入れていく。

また、第1回策定委員会では、商業者の中でも直にお客さんと接する販売係の意見を反映した取り組みが必要との指摘がなされており、商店街等の組織の代表者だけでなく、個々の商業者のニーズに即した施策展開が必要である。特にチャレンジ精神を持った個店・商店街が精力的に活性化に取り組めるよう、各活性化施策の展開のプロセス・方法の工夫について検討する。